

憲法こわすな！戦争法廃止へ！  
おおさか総がかり集会  
5月3日(火・憲法記念日)13:30~  
扇町公園(集会後パレード)

# 泉北教育

NO.2040 2016.4.25.  
発行 泉北教職員組合  
〒594-0071 和泉市府中町6-12-2  
Tel.0725-41-1953 Fax0725-44-6570  
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

## チャレンジテスト たった1回の点数で 内申点が2ランク下がる

調査書の評定(内申点)は、授業、宿題、テストなど中学校等における生徒一人ひとりの頑張りをもとに中学校等が決定するものです。

と

大阪府教育委員会が言っているのは  
ウソですか。

チャレンジテストは廃止しかない



チャレンジテストの点数だけで、調査書の評定が決まるの？

- A. 皆さん一人ひとりの調査書の評定は、授業、宿題、テストなど、中学校等における皆さんの頑張りをもとに中学校等が決定するものです。  
チャレンジテストの点数は、入試で使う評定が、府内のどの中学校等でも公平につけられるよう、府内統一のルール(「評定の範囲」や「評定平均の範囲」)の中で使うことにしています。

▲「中学1, 2年生と保護者のみなさんへ」(大阪府教育委員会:平成28年3月)の「FAQ(よくある質問と回答)」より

今年1月に実施された中学1、2年生のチャレンジテストで大変な問題が各中学校でおこっています。「英語の評定が1学期5、2学期5、3学期5であった生徒の評定が、のチャレンジテストの点数が悪かったので、調査書の評定(内申点)が『3』に落とされた」など。たった1回のチャレンジテストの点数だけで1年間の評定がひっくり返される事例がこの泉北地域だけでなく府下各地の中学校で生じています。ある市では、府教委に対する協議申し出が700件を越えたのをはじめ、2割、3割に及ぶ生徒の評定がチャレンジテストの点数だけで無理矢理下げられた学校も少なからず出ています。

調査書評定(内申点)は、学校での授業、テスト、宿題、提出物、作品など学校での教育活動に基づいて決めるものです。決して「チャレンジテスト」という行政調査に基づいて決められるべきものではありません。これは、旭川学力テスト事件の最高裁判決からも明らかです。しかも、府教委自身、今年3月に生徒・保護者向けのチラシで、チャレンジテストの点数だけで調査書の評定は決まらなると明言しています。

この「チャレンジテスト」は廃止しかありません。

「集団的自衛権」の行使反対！ 教え子を再び戦場に送るな！